

北関東防衛局達第 3 2 号  
改正 平成 2 6 年 4 月 8 日北関東防衛局達第 3 号  
平成 2 7 年 1 0 月 1 日北関東防衛局達第 7 号

北関東防衛局における会議に関する達を次のように定める。

平成 1 9 年 9 月 1 日

北関東防衛局長 徳地 秀士

#### 北関東防衛局における会議に関する達

(趣旨)

第 1 条 この達は、北関東防衛局（以下「局」という。）の会議に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の設置)

第 2 条 局に、次の会議を置く。

(1) 局議

(2) 企画課長会議（以下「課長会議」という。）

(局議の構成等)

第 3 条 局議の構成は、局長、局次長、各部長、防衛補佐官、会計監査官、部次長、総務課長及び会計課長とする。

2 前項の規定にかかわらず、次条第 4 項の局議にあつては、前項の定める者のほか、各地方防衛事務所長及び出張所長とする。

3 前 2 項のほか、局長は局議に必要と認める者を出席させることができる。

4 局議は、局長が召集するものとする。

(局議の種類)

第 4 条 局議は、定例局議、臨時局議及び拡大局議とする。

2 定例局議は、原則として、毎週月曜日（毎月第 1 月曜日を除く。）に開催するものとする。

3 臨時局議は、緊急を要する場合にその都度開催するものとする。

4 拡大局議は、原則として、毎月第 1 月曜日に開催するものとする。

(局議の議題)

第 5 条 局議の議題は、局務の遂行に当たり当面する重要事項の計画、実施及び運用の総合調整並びに報告に関するものとする。

2 局議における議題は、開催の前週金曜日までに総務課長へ通知するものとする。

(局議の運営)

第 6 条 局議の構成者（局長を除く。）が局議の開催を必要とするときは、あらかじめ総務課長に連絡するものとする。

2 総務課長は、前項により連絡があつたときは、調整の上第 3 条第 2 項の規定による局議の召集を局長に要請するものとする。

(課長会議の構成等)

第 7 条 課長会議の構成は、総務課長、会計課長、地方調整課長、調達計画課長、業務課長及び装備企画課長とする。

2 課長会議は、総務課長が召集するものとする。

(課長会議の種類)

第 8 条 課長会議は、定例企画課長会議及び臨時企画課長会議とする。

2 定例課長会議は、原則として毎週金曜日に開催するものとする。

3 臨時課長会議は、緊急を要する場合にその都度開催するものとする。

(課長会議の議題)

第9条 課長会議の議題は、局務の遂行に当たり当面する事項の計画、実施及び運用の調整並びに報告等に関するものとする。

(課長会議の運営)

第10条 課長会議の構成者(総務課長を除く。)が会議を必要とするときは、あらかじめ総務課長に連絡するものとする。

2 総務課長は、前項により連絡があったときは、調整の上会議を召集するものとする。  
(代理人等)

第11条 局長は、局議に、必要に応じ代理の者又は関係職員を出席させ、議題について説明等をさせることができる。

2 総務課長は、課長会議に、必要に応じ代理の者又は関係職員を出席させ、議題について説明等をさせることができる。

(会議の庶務)

第12条 会議の庶務は、総務課が処理するものとする。

附 則

この達は、平成19年9月1日から施行する。

附 則(平成26年4月8日北関東防衛局達第3号)

この達は、平成26年4月8日から施行する。

附 則(平成27年10月1日北関東防衛局達第7号)

この達は、平成27年10月1日から施行する。